

告 示

埼玉県本庄県土整備事務所長告示第八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十九年十二月二十二日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県本庄県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年十二月二十二日

埼玉県本庄県土整備事務所長 向 田 稔

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 本庄寄居線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
粕字関在家一〇四番四地先まで	児玉郡美里町大字甘粕字関在家一 二二番一地先から同郡同町大字甘	区 間
一三・二八) 一二・〇〇	一三・二八) 八・七四	敷地の幅員 (メートル)
	一五三・二〇	延長 (メートル)
		備 考